# 共15 暴力団対策

初版 平成 22 年 7 月

改訂 平成25年4月

改定 平成28年3月

# 1 暴力団等の排除

### (1) 報告と被害届

受注者は、暴力団等(暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。) からの不当要求または工事妨害(以下「不当介入」という。)又は不当介入による被害を受けた場合、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出することとなっている。なお、届出は口頭によることができる。

これらのことは長野県土木工事共通仕様書(建設部)共通編 1-1-1-56 に記載しているが、現場説明書にも明記することとしている。(次項も同じ)

#### 【関連通知】

長野県が発注する建設工事等に係る暴力団関係者による工事妨害に対する取扱いについて (通知) 昭和63年6月22日 土木部長

※所轄警察署に不当介入の証明を求める場合の様式が添付されている。

### (2) 所轄警察署との協力

受注者は、不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力しなければならない。

#### (3) 不当介入と工期

受注者は、不当介入により工期の延長が生じる場合は、契約約款の規定(第21条受注者の請求による工期の延長)により発注者に工期延長等の要請を行わなければならない。

#### 第21条受注者の請求による工期の延長

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の 責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、そ の理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

# 長野県が発注する建設工事等に係る暴力団関係者 による工事妨害に対する取扱いについて(通知)

昭和63年6月22日 63 監技第227号 発注機関の長あて

土木部長

県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)に係る測量、調査、設計コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)に係る工事妨害に対して、昭和63年6月22日から下記の通り取扱うこととしたので、適切に実施してください。

記

- 1 請負業者に対しては、暴力団関係者による工事妨害の被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告させるとともに、被害届を速やかに警察へ提出させること。
  - なお、警察への被害届は、口頭によりその旨を届出ることができるものであること。
- 2 建設工事等を発注する場合は、当該建設工事等の仕様書又は現場説明書に「暴力団間関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。」と明記すること。

- 3 請負業者から暴力団関係者による工事妨害の被害をうけた旨の報告があった場合は、当該業者に対し速やかに行程の調整を行わせ、工期又は履行期間(以下「工期」という。)の遅れが生じないよう努めさせること。
- 4 上記3に措置にもかかわらず工期に遅れが生ずるおそれがある場合は、請負業者から工期延長申請書又は履行期間延長申請書を警察からの被害届受理証明書(様式第1号)を添えて提出させること。
- 5 工期の延長の措置を行う場合は、事前に当該建設工事等に係る妨害期間の調査を様式第2号により所轄の警察署に依頼し、その調査結果(様式第3号)を参考にして、当該業者と工期の延長について協議すること。

(様式第1号)

# 証 明 願

			μш. •//	<b>/</b> J	////				
						平成	年	月	日
		R.	兼						
(申請者)									
住所									
職業									
(ふりがな)									
氏 名					印				
生年月日	明・大・	昭	年	月	日				
下記のとおり証明をお願いします。									
(証明の内容	2)								
(利用の目的	1)								
(提 出 先									
番号	号								
上記のとおり被害届を受理したことを証明する。									
平成	年 月	日							
			長野県	Ę	警察署長				印

(様式第2号)

平成 年 月 日

○○警察署長 ○○○ 様

(発注者名) 長野県○○建設事務所長 ○○○○

平成 年 月 日付で次の者に交付された被害届受理証明書に係る工事妨害について、工期延長の資料として必要なので、暴力団関係者による工事妨害期間の調査をお願いします。

1 建設業者

住 所 商号及び代表者名

2 工事名等

 工
 事
 名

 工
 事
 場

 所

(様式第3号)

平成 年 月 日

(発注者名)

長野県○○建設事務所長

0000

様

○○警察署長 ○○○

工事妨害期間の調査結果について(回答)

平成 年 月 日付の調査のことについては、次のとおりです。

暴力団関係者による工事妨害期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

# 2 建設業界における暴力団員による不当な行為の排除の徹底

「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下暴力団対策)」が平成4年3月1日付施行され、都道府県公安委員会を中心に、強力な暴力団対策が講じられている。

建設部では、建設業からの暴力団による不当な行為の排除について、平成4年6月22日付け土木部長通知「「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の施行に伴い建設業界における暴力団員による不当な行為の排除の徹底について(通知)」で徹底することとしている。

具体的には、契約約款における暴力団による不当な行為の排除に関する事項の明記、入札参加 資格に関する事項での対応、長野県警察本部刑事部長と長野県建設部長との合意書による対策事 項の明記等を行っている。

# (1) 契約約款記載事項

① 発注者の解除権

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

#### 一 ~ 五 略

- 六 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同 じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は その支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号にお いて同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められ るとき。
  - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると き。
  - ② 暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第55条 受注者は、この契約に係る工事の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、 遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

#### (2) 入札参加資格関係

長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(最終改正 平成25年3月29日24建政技第382号)において、入札参加資格者について入札参加停止を行うための措置用件の一つとして、「暴力団の関係に基づく措置基準」を設けている。

#### (3) 長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

長野県警察本部刑事部長及び長野県建設部長は、長野県発注工に係る建設工事及び建設コンサルタント業務等からの暴力団排除を推進するための合意書(平成23年3月29日)を取

- り交わし、以下の項目について定めている。
- 1 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続きの策定 長野県発注工事等に係る「入札参加資格」、「請負契約締結」、「入札参加停止措置」に関 して、解釈を示し、排除対象を明確にするとともに、手続きを定めている。
- 2 組織犯罪対策課長と建設部長が現場の実情に応じて相互に協力し、緊密な連携の下、積極的な対応を図ることとしている。

2 2 建政技第339号 平成23年(2011年)3月29日

発,注機関の長 関係・部局各課長 様

技術管理室長

# 長野県発注工事等からの暴力団排除の推進について (通知)

標記について、公共工事標準請負契約約款の改正及び長野県暴力団排除条例の制定等に伴い、長野県建設工事標準請負約款等の一部改正において、発注者からの契約解除条項として 暴力団及び暴力団員等の規定を新たに追加するとともに、入札参加停止措置についても大幅 な見直しを行ったところです。

ついては、制度の推進を図るため長野県警察本部と別添のとおり合意書を締結しましたので御了知いただくとともに、当該趣旨を御理解のうえ適切な事務執行をお願いします。

#### (留意事項)

対象案件が生じた場合は、各発注機関が県警本部組織犯罪対策課へ照会を行うこと。

# 長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

長野県発注工事に係る建設工事及び建設コンサルタント業務等(以下「発注工事等」という。)からの暴力団排除を推進するため、長野県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)及び長野県建設部長(以下「建設部長」という。)は、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

平成23年3月29日

長野県警察本部刑事部長 岩 崎 史

長野県建設部長 入江

記

1 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続の策定 長野県発注工事等に係る「入札参加資格」、「請負契約締結」、「入札参加停止措置」 に関して、以下のとおり解釈を示し、排除対象を明確にするとともに、その手続を 定める。

# (1) 排除対象

排除対象は、以下のアから力までに該当する建設業者及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理等の業務を行う者(以下「建設業者等」という。)とする。なお、本文中の「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を、「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を、「役員等」とは、建設業者等が個人である場合にはその者を、建設業者等が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。

- ア 役員等が、暴力団員であると認められる建設業者等
- イ 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められる建設業者 等(以下「実質的関与者」という。)

- ウ 役員等又は実質的関与者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するな どしたと認められる建設業者等
- エ 役員等又は実質的関与者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力 し、若しくは関与していると認められる建設業者等
- オ 役員等又は実質的関与者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる建設業者等
- カ 県が発注した建設工事等の施工において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りながら、当該業者等と契約を締結したと認められる建設業者等

# (2) 排除手続

- ア 建設部長は、入札参加資格があると認定した有資格業者について、1 (1) の アからオに該当する業者(以下「排除対象者」という。)と疑われる何らかの実 態、行為等の情報を得たときは、排除対象者に該当するか否かについて、長野県 警察本部刑事部組織犯罪対策課長(以下「組織犯罪対策課長」という。)に対し、 参考となる資料を添付した文書(様式第1号)により照会できるものとする。
- イ 組織犯罪対策課長は、前記アによる服会を受けたときは、有資格業者が排除対象者に該当するか否かについて、建設部長に対し、速やかに文書(様式第2号) により回答するものとする。
- ウ 前記アによる照会以外で、組織犯罪対策課長において、有資格業者が排除対象 者に該当すると認める事実を確認した場合は、建設部長に対し、速やかに文書 (様式第3号)により通報することができるものとする。
- エ 組織犯罪対策課長は、前記イにより排除対象者に該当する旨を回答すること又は前記ウにより通報することをもって発注工事等からの排除要請とする。
- オ 組織犯罪対策課長は、前記工の排除要請を行ったものについて、その後の事情変更により排除要請をする必要がなくなったときは、建設部長に対し、 排除要請の取消の通知を文書により行うものとする。

また、建設部長は、排除要請があったものの排除の継続又は取消について、組織犯罪対策課長に対し、当該排除要請が行われたときから概ね1年ごとに文書 (様式第4号) により確認を行うものとし、組織犯罪対策課長は、速やかに文書 (様式第2号) により回答するものとする。

力 建設部長は、前記工のうち1 (1) のア又はイに該当した場合には、当該有資格業者について前記オによる排除要請の取消が行われるまでの間、入札参加停止措置をすることにより、長野県の発注工事等から排除するものとする。

# 2 その他

- (1) 前記1について、組織犯罪対策課長及び建設部長は、本合意書に定めるものの ほか、現場の実情に応じて、個別に取り決めるなどの方法により、相互に協力し、 緊密な連携の下、積極的な対応を図るものとする。
- (2) 長野県発注工事等に関して、建設部以外の部署からの服会等についても、本合意書に基づき同様に対応するものとする。
- (3) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、組織犯罪対策課長及び建設部長において、その都度協議の上決定するものとする。

# ·附則

- 1 本合意書は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 暴力団関係者の指名停止措置に関する覚書(昭和63年6月24日)については、廃止する。

# ○○第○○号 平成○○年○月○日

			-1-7	ACC+CACH			
	照	会	書				
商号又は氏名		,					
所 在 地				-			
役 職 名	氏 名	生年月日	住	所			
照 会 事 項 長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する排除対象者に該当するか否か。							
備考							
		-		,			
上記のとおり照会します。							
長野県警察本部刑事部組織犯罪対策課長 様							
	長野県建設部長 (発注機関の長)						

〇〇第〇〇号 平成〇〇年〇月〇日

長野県建設部長 様 (発注機関の長)

> 長野県警察本部刑事部 組織犯罪対策課長

長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく回答について

長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、平成〇年〇月〇日付け(文書番号)で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会にかかる調査結果

該当する(排除対象者の該当条項

該当しない

- 5 理由
- 6 その他

○○第○○号 平成○○年○月○日

長野県建設部長 様 (発注機関の長)

長野県警察本部刑事部組織犯罪対策課長

長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく通報について

下記の有資格業者について、長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する排除対象者に該当する事実を確認したので、通報します。

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表器
- 4 該当する理由(排除対象者の該当条項
- 5 その他

# ○○第○○号 平成○○年○月○日

	照	会	書				
商号又は氏名							
所 在 地			ė.				
役 職 名	氏 名	生年月日	住 所				
服会事項		長野県発注工事等	あった上記の者について、平成○年 からの暴力団排除の推進に関する 当するか否か。				
備考			,				
上記のとおり照会します。							
長野県警察本部刑事部組織犯罪対策課長様							
			長野県建設部長 (発注機関の長)				